

令和4年度 答申第1号

(令和5年1月10日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申第1号
令和5年1月10日
(2023年)

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 柳井 健一

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求について（答申）

令和4年（2022年）7月21日付け宝塚市諮問第22号で諮問のあった保有個人情報の部分開示決定に対する審査請求について、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った、「2022年2月2日の虐待通報について、市の意思決定がされるまでの経緯(詳細)がわかる文書」に係る保有個人情報の部分開示決定に関して、下記第2の2イのうち、⑥の開示しないことと決定した部分については、宝塚市長の決定を取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。その余の部分を開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報開示請求

令和4年(2022年)2月10日に、審査請求人は、宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定に基づき、宝塚市長(以下「実施機関」という。)に対して、保有個人情報の開示を請求した。

審査請求人が開示を請求する保有個人情報の内容は、「2022年2月2日の虐待通報について、市の意思決定がされるまでの経緯(詳細)がわかる文書」であった。

2 実施機関の決定

令和4年(2022年)2月24日に、実施機関は、次のとおり公文書を特定するとともに、条例第23条第1項の規定に基づき保有個人情報の部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に対して通知した。

ア 実施機関は、以下の公文書を特定した。

- ① 起案用紙
- ② 事実確認調査結果報告書
- ③ 通報・届出受付票
- ④ 情報共有・協議票
- ⑤ 事実確認準備票
- ⑥ 面接調査票(高齢者本人用)
- ⑦ 面接調査票(高齢者本人用)チェックシート
- ⑧ 面接調査票(管理者用)
- ⑨ 面接調査票(主任・リーダー用)
- ⑩ 面接調査票(一般職員用)
- ⑪ 各種書類等確認票
- ⑫ 養介護施設・事業所の状況把握・点検票

⑬ ケース対応記録 (No.648)

イ 実施機関が開示しないことと決定した部分は、以下のとおりである。

- ① 特定した全ての公文書②中、【調査開始時の確認・説明事項】の対応した施設・事業所職員のうち、介護職員の氏名
- ② 特定した公文書②中、【個別面接対象者】の主任・リーダーのうち、介護職員の氏名
- ③ 特定した公文書②中、【高齢者および利用者の状況】のうち、心身の状態、特記事項
- ④ 特定した公文書③中、【本人の状況】のうち、認知症、疾患、身体状況、障害手帳、経済状況、生活保護受給、状態
- ⑤ 特定した公文書④中、【情報収集依頼項目】の 1. 介護保険担当部署、指導監査担当部署への依頼事項の当該施設・事業所に関する情報のうち、高齢者虐待
- ⑥ 特定した公文書⑤中、【事前確認・調整事項】の都道府県との連携のうち、連携が必要な理由
- ⑦ 特定した公文書⑤中、【事実確認調査実施体制】のうち、【主任・リーダー面接】の氏名
- ⑧ 特定した公文書⑥中、【面接時の同席者】の氏名
- ⑨ 特定した公文書⑥中、発言内容や状態・行動・態度などのうち、【高齢者本人】、【高齢者本人に関する情報】の記載内容
- ⑩ 特定した公文書⑦中、【対象者の状況】のうち、通、確認日、サイン、確認方法の記載内容
- ⑪ 特定した公文書⑧中、【聞き取り事項】の通報等内容の確認、虐待が疑われる職員などのうち、はい・いいえ欄の記載内容、聞き取り内容
- ⑫ 特定した公文書⑨中、【調査開始時の確認事項】のうち、職員氏名
- ⑬ 特定した公文書⑨中、【聞き取り事項】の通報等内容の確認のうち、はい・いいえ欄の記載内容、聞き取り内容
- ⑭ 特定した公文書⑨中、【聞き取り事項】の通報等以外の虐待等発生状況のうち、聞き取り内容
- ⑮ 特定した公文書⑨中、【聞き取り事項】の身体拘束廃止・事故への対応のうち、聞き取り内容
- ⑯ 特定した公文書⑨中、【聞き取り事項】の業務負担感のうち、聞き取り内容
- ⑰ 特定した公文書⑩中、【聞き取り事項】の通報等内容の確認のうち、はい・いいえ欄の記載内容、聞き取り内容

- ⑱ 特定した公文書⑩中、【聞き取り事項】の通報等以外の虐待等発生状況内容のうち、はい・いいえ欄の記載内容
- ⑲ 特定した公文書⑩中、【聞き取り事項】の高齢者ケアのうち、聞き取り内容
- ⑳ 特定した公文書⑩中、【聞き取り事項】の職場環境のうち、聞き取り内容
- ㉑ 特定した公文書⑩中、【聞き取り事項】の業務負担感のうち、聞き取り内容
- ㉒ 特定した公文書⑫中、【確認事項】のうち、具体的状況を記録の欄の記載内容
- ㉓ 特定した公文書⑬中、【5市の対応】のうち、対応した施設職員の聞き取りした職員の氏名、発言内容、確認した本人の状況、介護計画書、介護記録についての確認事項、病院名、対応した職員の氏名、医師の氏名、医師の発言内容
- ウ 実施機関が開示しない理由は、以下のとおりである。

開示しないことと決定した部分	開示しない理由
上記イ①、②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑫、⑳	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（条例第19条第1項第3号該当）
上記イ⑤、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、㉑、㉒、㉓	特定した公文書のうち、開示しないことと決定した部分については、介護保険課が行った調査に対し、調査を依頼された者が本人に開示しないことを前提に任意で回答した内容が記載されている。これらの情報が公になると、調査を依頼された者が介護保険課へ回答することを躊躇し、適切な調査ができなくなることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため。（条例第19条第1項第7号該当）

3 審査請求書の提出

審査請求人は、令和4年(2022年)3月22日に審査請求書を提出した。

4 諮問

令和4年(2022年)7月21日に、実施機関は、条例第43条第1項の規定に基づき、

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 条例第19条第1項第3号該当を理由に開示しないことと決定した部分について

開示請求者の母に関する状態などを内容とするものについても、第19条第1項第3号を理由に不開示となっている。しかしながら、これらの内容は開示請求者の母の心身の状況などに留まるのであるから、開示することによって開示請求者の母の人権利益を害することなど想定し得ない。

また、都道府県との連携のうち、連携が必要な理由についても、開示請求者以外の個人の特定につながるような内容でないことは明らかであるから、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれなど想定し得ない。

したがって、これらの情報について、条例第19条第1項第3号に該当しないため、不開示とすることは許されない。

仮に、第19条第1項第3号に該当すると解釈する余地があるとしても、本開示の目的は対象施設から開示請求者の母への心理虐待の事実を明らかにし、開示請求者の母の生命や健康、生活を保護することにあるので、同号アに該当し、これらの情報を不開示とすることは許されない。

(2) 条例第19条第1項第7号該当を理由に開示しないことと決定した部分について

調査により聞き取った内容などが第19条1項7号を理由に不開示となっている。不開示の理由としては、本人に開示しないことを前提に任意で回答したものであること、そのため開示することにより調査を依頼された者が介護保険課へ回答することを躊躇し適切な調査ができなくなるとされている。

しかしながら、そもそも調査の内容は、法律や条例の規定上、開示されることもあり得るのであるから、回答者はそのことを理解した上で回答しているはずである。そのため、開示しないことを前提にした回答であることは不開示とする理由にはならない。また、事務の適正な遂行とは、条例第19条第1項第7号ア乃至オにあたるような場合を想定しており、調査事務そのものを想定したものではない。

したがって、調査事務そのものの適正の確保を理由に不開示とすることは許されない。

また、調査の内容を開示したとしても、個人の特定まで至らなければ介護保険課への回答に躊躇することなど考え難い。

したがって、これらの情報については、条例第19条第1項第7号を理由に不開示とすることは許されない。

(3) 裁量的開示について

本開示の目的は対象施設から開示請求者の母への心理虐待の事実を明らかにし、開示請求者の母の生命や健康、生活を保護することにある。これらの情報を不開示とする必要性和開示を認める必要性を比較考量すると後者が前者を大きく上回ることは明らかであり、裁量的な開示をしてしかるべき事案である(条例第21条)。

したがって、条例第21条によっても開示を認めるべきである。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分により一部の情報を不開示とした判断には誤りがあるため、本件審査請求に及んだ次第である。

第4 実施機関の弁明

上記第3に対する実施機関の弁明は、以下のとおりである。

- 1 特定した公文書は、虐待の事実確認のための調査を行った際の、通報者への聞き取り、施設への立入検査及び主治医への電話聞き取り等の内容を記録した文書である。
- 2 上記第2の2イのうち、①、②、⑦、⑧、⑫、⑬の開示しないことと決定した部分については、聞き取り等の調査に対応した施設職員のうち介護職員や主治医の氏名が含まれており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分であるため、不開示とした。
- 3 上記第2の2イのうち、③、④、⑭の開示しないことと決定した部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる部分であるため、不開示とした。なお、同イのうち、⑥の開示しないことと決定した部分(都道府県との連携における、連携が必要な理由)については、開示請求者以外の個人の特定につながるような内容ではないが、関係機関との連絡調整内容に関わる部分であり、開示することによって、関係機関との信頼関係が損なわれるだけでなく、今後、市又は関係機関に相談しようとする者がこれを躊躇するなど、市及び関係機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすため、不開示とした。
- 4 上記第2の2イのうち、⑤の開示しないことと決定した部分については、関係部署や関係機関との情報共有事項に関する部分であり、開示されると関係機関との信頼関係が損なわれ、市及び関係機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすため、不開示とした。

5 上記第2の2イのうち、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓の開示しないことと決定した部分については、審査請求人は「調査の内容は、法律や条例の規定上、開示されることもあり得るから、回答者はそのことを理解したうえで回答している」と主張している。当該部分は施設職員、主治医より聞き取った内容、個人の発言、認識や心情等、個人の内心に関わるものであり、公開することによって、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報である。この部分を開示されると、今後、市が施設等に調査や聞き取りを行った際に、施設職員は開示されうる可能性を踏まえての回答を強いられ、個人の心情を含めた正確な情報収集が阻害される。よって、条例第19条第1項第7号にある「事業の性質上、当該事務又は当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、当該部分について公開されるべきであるとの主張を受け入れることはできない。

6 上記第2の2イのうち、⑨、⑩、㉔の開示しないことと決定した部分については、施設職員より聞き取った審査請求人の母の状況であり、その聞き取り内容は施設職員の主観的な評価や認識を含んだものであり、開示しないことを前提に提供したものである。この部分を開示されると、今後、調査等を行った際に率直な回答を述べることに躊躇する可能性があり、調査上必要な情報収集が阻害される。よって、条例第19条第1項第7号にある「事業の性質上、当該事務又は当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、当該部分について公開されるべきであるとの主張を受け入れることはできない。

7 裁量的開示について、条例第21条には、「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報を開示することができる」とされている。審査請求人は、今回の開示請求の目的は対象施設から審査請求人の母への心理虐待の事実を明らかにし、審査請求人の母の生命や健康、生活を保護することであり、裁量的開示をしてしかるべき事案であると主張している。しかし、今回の事案については、調査の結果、虐待の事実は認められないと判断していることにより、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる事案には該当するとはいえない。よって、審査請求人の主張を受け入れることはできない。

また、裁量的開示については、「個々の事例における特殊な事情によっては開示する利益が開示とする利益を上回ることが想定されることから、例外的に、高度な行政的判断により認めたものである」と解釈されるところであるが、本件においては、審査請求人からの開示請求の前に、すでに審査請求人の母が入居する施設の移転が決まっていた事情があるため、審査請求人が主張するような、審査請求人の母の生命や健康、生活の安全を保護するために不開示情報を開示することが特に必要な事情は存

在せず、開示する利益が不開示とする利益を上回ることは想定されない。

- 8 以上のとおり、本件処分には、違法又は不当な点はないので、本件審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

第5 審査請求人の反論

審査請求人の反論は、以下のとおりである。

- 1 上記第2の2イのうち、①、②、⑦、⑧、⑫、⑬の開示しないことと決定した部分については、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることを理由に不開示とされている。

しかしながら、例えば、事実確認調査結果報告書（特定公文書②）においては、ホーム長や担当者など、個人名のほとんどが不開示とされることなく開示されている。そして、不開示とされている個人名のみ開示が許されない理由については何ら説明されていない。また、審査請求人の母は本件施設の利用者であって、不開示とされている部分についても、誰が担当であるのか推測することが可能であり、不開示とされている個人名のみ開示をしないこととする必要性は乏しい。

したがって、これらの情報を不開示とする理由は認められない。

- 2 上記第2の2イのうち、③、④の開示しないことと決定した部分については、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして不開示とされている。

しかしながら、これらの情報は、虐待の当事者である審査請求人の母の情報であり、本件で開示請求をしている目的である施設による虐待の件の当事者の情報である。審査請求人は、母の権利利益を保護するために、開示請求を求めており、それは、母の意向に沿ったものである。それにもかかわらず、審査請求人の母の心情の状況について、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとの理由で情報を不開示とすることは、形式的な運用にすぎず、本件開示請求の実態を理解していないと言わざるを得ない。

また、上記第2の2イ⑬の開示しないことと決定した部分のうち、対応した主治医の氏名が審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして不開示とされている。しかしながら、氏名が不開示とされている主治医は、審査請求人の母の主治医であり、審査請求人や審査請求人の母も主治医が誰であるのかは把握している。そのような状況の中で、対応した主治医の氏名を不開示とする必要性は乏しく、これを不開示とすることは形式的な運用にすぎない。

したがって、これらの情報について不開示とする理由はなく、開示されるべきである。

- 3 上記第2の2イ⑥の開示しないことと決定した部分については、連携が必要な理由

については、連絡調整内容に関わる部分であることから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれることなどを理由に不開示とされている。

しかしながら、連携が必要な理由や連絡調整内容に関わる部分については、行政庁側の内部事項にすぎず、これを審査請求人に開示したとしても、行政庁やその関係機関との信頼関係が損なわれることなど想定し難い。また、連絡調整内容に関わる部分を開示することで、なぜ関係機関との信頼関係が損なわれるのか不明であり、このような不明確で曖昧な理由で不開示とすることは許されない。

したがって、当該情報についても不開示とする理由はなく、開示されるべきである。

- 4 上記第2の2イ⑤の開示しないことと決定した部分については、関係部署や関係機関との情報共有に関する部分であることを理由に、開示されると関係機関との信頼関係が損なわれるとして、不開示となっている。

しかしながら、関係部署や関係機関との情報共有に関する部分という理由は抽象的で漠然としすぎており、高齢者虐待の情報についてのみ不開示とする理由としては不適切と言わざるを得ない。このような抽象的な理由で不開示とすることが認められるのならば、ほとんどの情報を不開示とすることが許されることになり、情報開示制度の趣旨を無視した運用となる。

したがって、当該情報についても不開示とする理由はなく、開示されるべきである。

- 5 上記第2の2イのうち、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓の開示しないことと決定した部分については、施設職員などの認識や心情等の個人の内心に関わるものであることや、開示されうる可能性を踏まえての個人の心情を含めた正確な情報収集が阻害されることを理由に、不開示とされている。

しかしながら、不開示とされるこれらの情報は、あくまで各職員等が見聞きした事実やどのように対応したのかといった事実に残り、個人の心情や内心に関わるものではない。各書類の体裁からも、不開示とされる部分が事実確認を超えて、職員ら個人の解釈や見解を求めるものではないことは明らかである。仮に、不開示とされる情報に職員らの心情など内心に関わるものがあるのであれば、それらと事実を区別し、事実については不開示とする理由がないのであるから、開示されるべきである。

また、開示されうる可能性を踏まえての回答を強いられるとの指摘については、あくまで、審査請求人は、条例や法律に規定する範囲で情報の開示を求めているだけにすぎない。情報の開示については条例や法律で規定されているのであるから、それ自体を捉えて開示を強いられるとして情報の開示を拒むことは、条例や法律の規定そのものを否定しているのと同視でき、情報を不開示とする正当な理由とはなり得ない。

したがって、これらの情報について不開示とする理由はなく、開示されるべきである。

6 上記第2の2イのうち、⑨、⑩、⑫の開示しないことと決定した部分については、施設職員の主観的な評価や認識を含んだものであること、開示しないことを前提に提供したものであることなどを理由に不開示とされている。

しかしながら、職員らから聞き取った内容は審査請求人の母の容態や状況であり、これらは主観的な評価や認識が主となっているわけではなく、あくまで職員らが見聞きした事実に限られる。主観的な評価や認識が含まれているといっても個人の内心や心情に関わるものではないのであるから、主観的な評価や認識が含まれていることを重要視して判断すべきではない。

また、情報の開示については、条例や法律に定められており、また審査請求人はあくまで条例や法律に従って情報の開示を求めているにすぎない。条例や法律に規定されている手続きを含み開示されないことを前提として情報の提供を受けているのであれば、情報提供の時の説明の仕方やそのような前提付きで情報を得ること自体がそもそも間違いである。情報収集に当たって不適切な対応をしたことを、情報を不開示の理由とすることは認められるものではない。

したがって、これらの情報について不開示とする理由はなく、開示されるべきである。

7 裁量的開示について、調査の結果、虐待の事実は認められないと判断し、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる事案に該当するとはいえないとして、審査請求人の主張を退けている。しかしながら、以下のとおり、行政庁が独自に虐待はないと判断したことは裁量的開示の判断に当たっては重要視すべきではない。

審査請求人は、不開示部分も含めて、その他の介護記録や施設職員、施設長の発言などを総合的に勘案して、本件施設に対する法的措置を検討している。そして、最終的に本件事案で虐待があるかどうかの判断は司法である裁判所がすべきものである。実際に、行政庁である宝塚市の調査は、以下のとおり不十分なものである。

宝塚市の調査担当者である介護保険課職員は、審査請求人に対して、調査の結果の報告として、虐待の事実はないと伝えた。しかしながら、令和4年2月3日の審査請求人と当該職員との会話において、当該職員は審査請求人に対して、虐待の当事者である審査請求人の母から事情聴取などはしておらず、全く話を聞いていないと伝えていた。

また、審査請求人は、施設において、令和3年10月31日以降に突然トイレ誘導がなくなり、終日パット交換のみになっていたことを問題視していた。それについて、当該職員は、令和4年2月3日、審査請求人に対して、令和3年10月30日以前についてもトイレ誘導はしておらず、同日以前の介護記録にあるトイレ誘導の記載は単なる記載ミスであると説明していた。ところが、施設長は、令和4年2月7日、審査

請求人に対して、令和3年10月31日以降に突然トイレ誘導がされなくなり、また、施設長は計画や対応に不適切な点があったことや、審査請求人の母に迷惑をかけたことなどを認め謝罪をした。

さらに、宝塚市の調査担当者である介護保険課職員は、審査請求人に対して、審査請求人の母のPTSDの原因について、主治医に電話で確認したところ、施設の生活に起因するものではないと説明していた。しかしながら、審査請求人が当該主治医に確認したところ、当該主治医の回答は、審査請求人の母の不安不眠について「以前の施設の記憶が原因で不安不眠を生じているのであればその原因は以前の施設で生じたものとおもわれます」といったものであった。すなわち、当該主治医は、当該職員に対しても、審査請求人の母のPTSDや不安不眠の原因が施設に起因するものではないなどと回答しておらず、当該職員が当該主治医の回答を歪曲して解釈したにすぎない。

このように、宝塚市の調査担当者である介護保険課職員は、調査において最も基本的ともいえる当事者本人からの事情聴取をすることを怠り、また、客観的な資料と矛盾する施設の従業員の供述を鵜呑みにし、さらに主治医の回答を歪曲して捉え、不正確な事実を前提として虐待はないとの判断をした。

以上のとおり、行政庁の調査は不十分であり、その調査をもとに、虐待はないと判断したことを重視し裁量的開示を拒否することは明らかに不当である。介護記録や施設長の発言から施設側に虐待が疑われ、審査請求人がそれに関する権利保護を求めて情報の開示を求めている以上、行政庁は保持する情報を開示した上で、虐待の有無の判断は司法に委ねるべきである。

加えて、処分庁は、審査請求人が令和4年2月7日に来庁し、処分庁の職員に対し、審査請求人の母が入居する施設の移転先が確保できたことを発言した事実のみから、その時点及び将来に向けて審査請求人の母の生命身体の安全は確保されているものと認識していると主張するが、審査請求人の発言の趣旨は希望的観測を示したにすぎず、その発言のみをもって、安全が確保されているとの認識があったとの主張は論理の飛躍があり、認められるものではない。

また、処分庁は、裁量的開示の要件である「個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとき」を、審査請求人の母の生命身体の安全に限定して解釈しているが、対象施設への損害賠償請求等の法的措置など、審査請求人の母が被った損害を補填するための権利保護の手続きについても、個人の権利利益の保護に該当することは明らかであるから、このような観点からも、処分庁の主張は、誤った法の解釈を前提としたものであり、認められるものではない。

したがって、本件は個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる

事案であることには変わりはなく、裁量的開示を認めるべきである。

8 結語

以上のとおり、上記情報の不開示については理由がないのであるから、審査請求人の主張のとおり、速やかに情報を開示すべきである。

第6 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 上記第2の2イのうち、⑥の開示しないことと決定した部分について

本件処分の内容を審査請求人に通知した令和4年2月24日付け宝介保第2177号の保有個人情報開示決定通知書の別紙一覧（以下「一覧」という。）においては、開示しないこととした理由として、条例第19条第1項第3号の開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると示されている。

審査会において、条例第18条第1項の規定により、当該開示しないことと決定した部分を含む特定公文書の見分を行ったところ、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されているとは認められなかった。

これは、実施機関が処分理由を誤認したことが明白であるため、当該決定を取り消し、改めて実施機関において開示又は不開示の決定を行うべきである。

2 条例第19条第1項第3号該当を理由に開示しないことと決定した部分（上記1に係る部分を除く。）について

（1）施設・事業所職員等の氏名について

施設・事業所職員等（担当医師含む。）の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するものであり、不開示情報として取り扱うのが条例の規定に従った対応である。

一方、審査請求人は、審査請求人の母が本件施設の利用者であり、容易に推測でき得ることを理由に、これら第三者の個人に関する情報を開示することを求めているが、そのような取扱いを行う条例上の根拠は存在しない。また、本件において、当該開示請求者以外の第三者の個人に関する情報が、条例第19条第1項第3号イに掲げる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に当たるとする事情を認めることはできない。

よって、実施機関が開示しないことと決定したことは、妥当である。

（2）審査請求人の母の容態等に関する情報について

審査請求人は、審査請求人の母の容態等に関する情報については、開示請求者の母の心身の状況などに留まるのであるから、開示することによって開示請求者

の母の人権利益を害することなど想定し得ないとし、条例第 19 条第 1 項第 3 号アに該当するものとして開示すべきと主張する。

確かに、同号アの規定により開示請求者が「慣行として知ることができる情報」に該当するものは開示することができ、開示請求者の家族に関する情報も含まれると解釈されるが、これは氏名、年齢、職業などの家族間で当然に共有されているであろう個人の属性に関する基本的な情報に留まるものであり、病状や容態、心情、発言内容などに関わるものまで含まれると解するのはいささか拡大的な解釈と言わざるを得ない。もちろん、実施機関が開示しなかった部分において、審査請求人がすでに把握している情報が含まれている可能性も否定できないが、実施機関において、本件施設からの聴取記録などに含まれるこれらの情報に関する記述について、審査請求人とその母で共有されているものであるか否かを峻別することは困難であると言わざるを得ず、これらに関する記述を条例上の原則どおり不開示と決定したことに、違法性又は不当性があるとまでは評価できない。

よって、実施機関が開示しないことと決定したことは、妥当である。

なお、審査請求人は、開示請求の目的は、本件施設から審査請求人の母への心理虐待の事実を明らかにし、母の生命や健康、生活を保護することにあると主張するが、本件においては、当該開示請求者以外の第三者の個人に関する情報が、条例第 19 条第 1 項第 3 号イに掲げる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に当たるとする事情があるとは認められない。

3 条例第 19 条第 1 項第 7 号該当を理由に開示しないことと決定した部分について

審査請求人は、関係機関等との信頼関係が損なわれることや、調査を依頼された者が介護保険課へ回答することを躊躇し適切な調査ができなくなることなどについては、抽象的で不明瞭な事情に過ぎず、実施機関の事務事業の適正な執行に支障をきたす具体的なおそれが認められないと主張する。

この点、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応においては、市町村の果たすべき役割は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、安定した生活を送れるよう支援するため、正確な事実確認の実施と、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）や介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく適切な権限行使を図ることにある。

そのためには、事実確認のための情報源となる施設側（その従事者等を含む。）から正確な情報が入るよう考慮すべきことはもちろんのこと、施設への指導監督権限を有する都道府県との間で、緊密に連携して情報を共有し、協調して対応に当たるため、

両者の信頼関係の確保に配慮することが必要である。

審査請求人（通報者）に対し、協力依頼に基づく調査で得られた詳細の情報（当該情報を基に関係行政機関と情報共有している事項を含む。）を提供すると、施設側との関係構築に支障をきたし、今後、同種の調査を実施する上で協力を得られなくなるなど、正確な事実確認や適切な対応策の検討に影響を与えかねないため、実施機関の上記の事務事業への支障のおそれが具体的に認められる。

よって、実施機関が開示しないことと決定したことは、妥当である。

4 条例第21条の規定による裁量的開示の必要性について

裁量的開示が必要と判断されるためには、個人の権利利益を保護するために、不開示情報を開示すべきと考えるに足りる特段の事情が認められる必要がある。

審査請求人は、審査請求人の母の生命や健康、生活を保護することを保護されるべき権利利益として挙げているものの、これまでの主張書面や口頭意見陳述においては、実施機関が実施した調査内容が不十分なものであることの主張に終始しており、上記特段の事情を具体的に主張しているわけではない。

その他、審査請求人は縷々主張するが、裁量的開示を認めるに足りる例外的な事情があるものとは認められない。

よって、本件において、条例第21条の規定による裁量的開示の必要性はないものと判断する。

第7 結論

以上の理由から、当審査会は、上記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

なお、審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
大西 邦弘	関西学院大学法学部教授（民法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
八隅 美佐子	弁護士（兵庫県弁護士会）
野田 崇 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（行政法）
柳井 健一 （会長）	関西学院大学法学部教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	令和 4 年 8 月 1 日	諮問、審査請求人による意見陳述、実施機関による不開示理由説明及び審査
2	令和 4 年 9 月 1 3 日	審査
3	令和 4 年 1 1 月 4 日	審査
4	令和 4 年 1 2 月 2 1 日	審査
5	令和 5 年 1 月 1 0 日	答申